

民事裁判手続のIT化に関する検討事項1

第1 総論

1 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合等

(1) インターネットを用いてする申立て等に関する次の案について、どのように考えるか。

【甲案】

民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（証拠となるべきものの写しの提出を含む。以下「申立て等」という。）のうち書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下本項において同じ。）をもってするものとされているものについては、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を用いてしなければならないものとする。ただし、委任による訴訟代理人（民事訴訟法（以下「法」という。）第54条第1項ただし書に規定する訴訟代理人を除く。以下本項において同じ。）以外の者にあつては、電子情報処理組織を用いてすることができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでないものとする。

【乙案】

申立て等のうち書面等をもってするものとされているものについては、電子情報処理組織を用いてすることができるものとする。ただし、委任による訴訟代理人があるときは、電子情報処理組織を用いてしなければならないものとする。

【丙案】

申立て等のうち書面等をもってするものとされているものについては、電子情報処理組織を用いてすることができるものとする。

(2) 電子情報処理組織を用いて申立て等をした当事者は、当該申立て等をした事件が係属している間、電子情報処理組織を用いて申立て等を行わなければならないものとする。このことについて、どのように考えるか。

(注1) 申立て等が電子情報処理組織を用いてしなければならない場合に書面等を用いてされたときに関して、次の規律を設けることについて、どのように考えるか。

ア 【甲案の規律を採用した場合において】申立て等【訴訟代理人による申立て等を

【除く】が本文(1)の規定に違反して書面等でされたときには、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

イ アの場合において、不備の補正をすべきことを命じられた者がその補正をしないときは、裁判長は、命令で、当該書面等を却下しなければならない。【P】

ウ イの命令に対しては、不服申立てをすることができない。【P】

(注2) 一旦書面等を受け付ける規律(注1)を設けることとした場合に、更に時効の完成猶予に関する規律を設けることについて、どのように考えるか。

(注3) 本文(1)の電子情報処理組織によらなければならないとする訴訟代理人に委任による訴訟代理人の他に法令上の訴訟代理人を含めないものとするについて、どのように考えるか。

○中間試案第1

1 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合

訴えの提起等裁判所に対する申立て等のうち書面等をもってするものとされているものについて、電子情報処理組織を用いてすることができるものとした上で、電子情報処理組織を用いてしなければならない場合について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

申立てその他の申述(証拠となるべきものの写しの提出を含む。以下「申立て等」という。)のうち書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下本項において同じ。)をもってするものとされているものについては、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を用いてしなければならない。ただし、委任を受けた訴訟代理人(民事訴訟法(以下「法」という。)第54条第1項ただし書に規定する訴訟代理人を除く。以下本項において同じ。)以外の者にあつては、電子情報処理組織を用いてすることができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

【乙案】

申立て等のうち書面等をもってするものとされているものについては、委任を受けた訴訟代理人があるときは、電子情報処理組織を用いてしなければならない。

【丙案】

電子情報処理組織を用いてしなければならない場合を設けない(電子情報処理

組織を用いてする申立て等と書面等による申立て等を任意に選択することができる。)

(注1) 甲案から丙案までのいずれかの案によるものとする考え方に加えて、国民におけるITの浸透度、本人サポートの充実度、更には裁判所のシステムの利用環境等の事情を考慮して、国民の司法アクセスが後退しないことを条件として甲案を実現することを目指しつつ、まずは、法第132条の10の最高裁判所規則を定めて利用者がインターネットを用いた申立て等と書面等による申立て等を任意に選択することができることとすることにより、丙案の内容を実質的に実現した上で、その後段階的に(乙案を経て)甲案を実現するものとする考え方がある。

(注2) 乙案において訴訟代理人がない場合の当事者や丙案において当事者及び訴訟代理人が一旦インターネットを用いてする申立て等によったとき(丙案において、インターネットを用いてする申立て等をした訴訟代理人が辞任し、又は解任された等訴訟代理人がないこととなった場合であって、当事者が通知アドレス(本文第3の1(1))の届出をしていなかったときを除く。)は、その事件が完結するまではインターネットを用いてする申立て等によらなければならないものとする。

(注3) 甲案において、当事者本人から訴状が書面等によって提出されたときの書面等の取扱いについて、訴状審査権に類する審査権を創設し、一旦受付をした上で、書面等を用いる申立て等を行うことができる例外に当たるかどうかの判断、すなわち方式の遵守の有無に関する審査をし、方式違反の場合には補正の機会を与えるものとする。

また、甲案及び乙案において、訴訟代理人から訴状が書面等によって提出されたときは、直ちに却下することができるものとするとの考え方と、当事者本人から訴状が書面等によって提出されたときと同様に一旦受付をした上で、インターネットを用いてする申立て等による補正の機会を与えるものとする考え方がある。

さらに、本人及び訴訟代理人から提出された答弁書についても同様に方式の遵守の有無に関する審査の制度を創設して審査をするものとする考え方がある。

(注4) (注3)で本人及び訴訟代理人から訴状が書面等によって提出されたときに一旦受付をすることとする考え方を採った場合や裁判所のシステムの故障の間に訴状が書面等によって提出されたときに一旦受付をすることとする考え方を採った場合において、書面等で提出された訴状についてインターネットを用いてする申立て等による補正がされたときは、書面等で提出された訴状の提出を基準として時効の完成猶予効を認めるものとする。

また、そのような考え方を採った上で、さらに、期間の満了の時に当たり、裁判所のシステムの故障により裁判上の請求（民法（明治29年法律第89号）第147条第1項第1号）、支払督促（同項第2号）及び法第275条第1項の和解（民法第147条第1項第3号）に係る手続を行うことができないとき（天災その他避けることのできない事変によりこれらの手続を行うことができないときを除く。）は、その事由が消滅した時から1週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない旨の規定を設けるものとする考え方がある。

（注5）甲案及び乙案に記載の訴訟代理人について、委任を受けた訴訟代理人に加えて法令上の訴訟代理人を含むかどうかについては引き続き検討するものとする。

（説明）

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

- (1) 部会では、インターネットを用いた申立て等を行うことができるようにすることを前提として、インターネットを用いた申立て等によらなければならないとする規律を設けるか否か、設けるとしてどのような場合（又はどのような者）とするかについては、原則として全ての利用者がインターネットを用いた申立て等によらなければならないとする規律を設けるべきであるとの考え方（甲案）、インターネットを用いた申立て等によらなければならないとの規律を設けない考え方（丙案）、弁護士等の委任による訴訟代理人についてはインターネットによらなければならないとの考え方（乙案）があるとの整理についてコンセンサスが得られ、さらに、最終的に甲案を目指すべきとしつつも、まずは丙案から開始して乙案や甲案に段階的に移行していく考え方も示され、このような考え方を本文と注に記載して意見募集の手続に付された。
- (2) 意見募集においては、民事裁判手続のIT化のメリットは手続全体をIT化することにより最もよく実現されるものであり、インターネットを用いた申立て等と書面等を用いた申立て等とが混在するとその効果が薄れる、インターネットを用いた申立て等に必要なIT機器やITスキルは特段高度なものではなく多くの国民は対応可能であると考えられるし、サポート体制を充実したものとすることやシステムの設計をIT機器の利用に習熟しない者に配慮することによって本人の権利保護を図ることは可能であることなどを理由として甲案を支持する意見があったが、他方で、IT機器を利用することができない者やその利用が不得手な国民の裁判を受ける権利が侵害されるおそれがあること、行政手続においても個人についてインターネットを用いた申立てに限定しているものは見当たらないこと、内閣府の世論調査の結果においてインターネットを用いた申立て等に限定することに反対する意見が多かったことなどを理由として丙案を支持する意見もあった。また、まずは訴訟代

理を業とする弁護士や司法書士についてインターネットを用いた申立て等に限定することでデジタル化の先べんをつけるべきであるとの理由から乙案を支持する意見があった。

さらに、最終的に甲案を目指しつつ段階的に導入すべきとする意見もあり、その中には、仮に段階的に乙案から甲案に移行するとしても、経過措置等として期限を明確に区切って進めることが望ましいとの意見や、丙案から開始して経過措置により乙案まで実現するが、甲案を導入する際には改めて法改正が必要となるとの意見があった。なお、一旦書面等による申立て等を受け付けるか否か、時効完成猶予の規律を設けるか否か、訴訟代理人の範囲については各項目で意見募集の結果に触れることとする。

2 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合

(1) それぞれの案の考え方の再確認

ア 甲案

甲案は、民事裁判手続を利用する者は、インターネットを用いて申立て等を行うこと（書面等を用いた申立て等を行うことはできないこと。）を原則としつつ、やむを得ない理由でインターネットを用いて申立て等を行うことができないものについては書面等を用いた申立て等を行うことができることとするものである。

これにより、当事者双方がインターネットを用いて訴状、準備書面及び証拠となるべきものの写しを提出することとなり、裁判所への提出と同時に電子化された訴訟記録が自動的に生成される。その結果、相手方においても自宅や事務所からインターネットを利用して閲覧することが可能となり、また、電磁的記録を利用して効率的な訴訟準備を行うことが可能となるなどIT化のメリットを最大限に享受することができると考えられる。

もっとも、甲案を検討するに当たっては、経済的な理由からIT機器を購入することができない者や、いわゆるIT弱者について、これらの者がインターネットを用いた申立て等を行うことに支障が生ずることがないようにするための体制を整える必要がある。また、インターネットを利用することができない環境にある者も想定されることから、書面等を用いた申立て等を行うことができるとの例外も必要となると考えられる。

イ 乙案

乙案は、委任を受けた訴訟代理人がある場合にはインターネットを用いた申立て等を行わなければならない、それ以外の場合はインターネットを用いるか書面等を用いるかを任意に選択することができることとするものである。

弁護士、司法書士等は、委任を受けて訴訟代理人となることが法律上認められ

ており、業として訴訟代理を独占することができるという司法の担い手の地位にある。また、これらの者は、裁判手続のIT化によって裁判手続が効率化すれば、そのメリットを享受し得る立場にもあるところである。そのため、乙案により、裁判手続のIT化のメリットの最大化に協力することを求めることとしても、不合理とまではいえないようにも思われる。

これに対し、弁護士等は必ずしもITの知識を有しているとはいえず、これらの者であっても、いわゆるIT弱者の存在を否定することはできない。ITリテラシーが十分ではない弁護士が訴訟活動を行うことができないとすることは、これらの者に委任し、又は委任しようとする者の裁判を受ける権利を侵害することともなりかねない。

もっとも、これらの者は、日常的に訴訟代理人として民事裁判手続を利用し、ほぼ例外なく、裁判所に提出する書面等をパソコンのワープロソフトを用いて電子的に作成している実情にあると考えられる。また、最高裁判所において準備される裁判所のシステムを利用するに当たって必要とされる機器が一般的なパソコンと通信環境であると思込まれることからすると、乙案であっても、これらの者に過大な負担を課すとまではいえないように思われる。

ウ 丙案

丙案は、訴訟代理人の有無に関わりなく民事裁判手続を利用する全ての者は、インターネットを用いるか書面等を用いるかを任意に選択することができることとするものである。

これにより、弁護士等を含め、いわゆるIT弱者であっても、なお書面等を用いた申立て等を行うことができることから、その者の裁判を受ける権利が侵害されるおそれはない。また、インターネットを用いた申立て等を望む者は、その方法によることができるため、丙案によっても、国民の司法アクセスの拡充は図られることとなると思われる。

もっとも、インターネットを用いた申立て等と書面等を用いた申立て等とが併存することとなると、訴訟記録を電子化するための時間と費用・労力を要することとなり、管理コストが増加するとも考えられる。この点で、IT化のメリットが大きく減殺されるおそれも否定することはできない。

(2) 検討

民事裁判手続を利用する者にとっては、インターネットを用いた申立て等が可能となることにより、次のような利点があるものと考えられる。すなわち、インターネットを利用することができる環境にあれば、自宅や事務所に居ながらにして申立て等を行うことが可能となるため、裁判所に出向く場合や郵送による場合に比べて、費用や労力の点で利便性がある。そして、裁判所が構築する裁判所のシステムの在

り方によっては、例えば、申立て等のための書式が提供されると申立て等の電磁的記録を容易に完成させることができるようになるほか、その後の手続において電磁的記録を再利用することや、申立て等が裁判所に到達したかどうかについてインターネットを用いて確認をすることができるようになるといった利点もある。

そして、紙媒体で裁判所に提出する現行の取扱いに代えて、全ての申立て等がインターネットを用いた申立て等によってされることとなると記録の電子化が自動的に実現されるため、民事裁判手続を利用する者にとって、期日のために裁判所に向かう場合に紙媒体の記録を持ち歩く必要がなくなったり、終局した紙媒体の記録を保管しておく必要がなくなったりするなどの利点がある。また、裁判所にとっても、記録管理コストの削減や事務の効率化が図られることになる結果、限られた司法資源の有効活用が可能となるなどの利点がある。

もっとも、令和元年時点の個人のインターネット利用率は、89.8%（令和2年版情報通信白書（総務省）。なお、平成21年から平成30年までの個人のインターネット利用率は、おおむね80%前後で推移している状況にある。）であることに鑑みると、インターネットを利用していない者の存在及びその割合は、依然として決して無視することができないものといえる。また、インターネットの環境から物理的に遮断されている者など本人の意思に関わりなくインターネットを利用することができない環境にある者の存在も想定し得る。

そのため、インターネットを用いた申立て等によらなければならない場合を設けるかどうかを検討するに当たっては、これらの者の裁判を受ける権利が害されることのないよう、また司法アクセスを後退させることとならないよう配慮する必要がある。そして、このような配慮の一具体例としては、公的機関によるサポート体制の構築を指摘することができ、現段階では、日本弁護士連合会から「民事裁判手続のIT化における本人サポートに関する基本方針」が、日本司法書士会連合会からは「民事裁判手続のIT化における本人訴訟の支援に関する声明」がそれぞれ示されている。

また、この点に関連し、社会全体を見ると、行政手続においては、平成14年にオンライン化のための通則的な規定を整備するため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。なお、令和元年に情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律と題名が改正されている。）が成立し、行政手続のオンライン化のための法律上の整備がされ、オンライン化が進められてきた。我が国における行政手続全般を見渡すと、個人について、インターネットを用いた手続のみとするものは見当たらないものの、令和2年4月から、特定の法人について、健康保険、厚生年金保険、労働保険、雇用保険に関する一部の手続の電子申請や、法人税などの確定申告などの手続についてインターネットを用いた手続（申

請)によらなければならないものとされている。

このほか、インターネットを用いた申立て等によらなければならない場合を設けるかどうかを検討するに当たっては、以上の点に加え、弁護士等を含め、国民一般に潜在的に存在するインターネットを用いた申立て等に対する不安感や抵抗感を払拭する観点から、段階的にこれを実現することの当否についても考慮する必要がある。中間試案では、このような考え方が注1において示されているところであるが、いずれにせよ、今般の法改正において、何をどこまで実現するのかというという視点は不可欠であるように思われる。

以上を踏まえ、インターネットを用いた申立て等によらなければならない場合について、どのように考えるか。

3 書面等による申立て等を一旦受け付ける規律

(1) 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

これまでの部会では、仮に甲案を採用した場合に当事者本人から訴状が書面で提出されたときは、書面等を用いた申立て等を行うことができる例外の要件に該当するかどうかの判断をするために一旦訴状を受け付けることが必要となることについておおむね反対する意見はなかった。さらに、甲案や乙案を採用した場合に訴訟代理人について書面等を用いた申立て等を行うことができる例外の要件を設けないとしても、これらの訴訟代理人から訴状が書面等で提出されたときは、一旦訴状を受け付けて、補正を命じ、補正に応じたときは書面等を提出したときに適式な訴え提起があったものと扱うとの考え方が示され、中間試案にその考え方を記載して意見募集の手續に付されるに至った。

意見募集においては、当事者本人から訴状が書面等で提出された場合には補正の機会を与えることに賛成する意見が多かったが、委任による訴訟代理人については意見が分かれた。すなわち、書面等を用いた申立て等を行うことができる例外を認めないのであれば補正の機会を与える必要はなく現行法下の地方裁判所における口頭による訴え提起の余地がないのと同様に扱うべきであることを理由に訴訟代理人から訴状が書面等で提出された場合には補正の機会を与えることなく直ちに却下することができるものとすべきであるとの意見、乙案に書面等を用いた申立て等を行うことができる例外を設けるべきであることを前提とし、又は仮に例外を設けなかったとしても裁判所内外におけるシステム障害によって訴訟代理人がインターネットを用いた申立て等を行うことができないことが想定されることを理由に訴訟代理人から訴状が書面等で提出された場合にも補正の機会を与えることに賛成する意見があった。

(2) 検討

部会のこれまでの議論及び上記の意見募集の結果も踏まえると、甲案を採用した場合において、本人から訴状が書面等で提出されたときについては一旦訴状を受け付けて、補正を命じ、補正に応じたときは書面等を提出したときに適式な訴えがあったものと扱う規律を設ける方向で検討を進めるのが相当であると考えられる。

これに対し、甲案又は乙案を採用した場合の訴訟代理人については更に検討が必要となる。仮に書面等を用いた申立て等を行うことができる例外を設けないこととするのであれば、訴訟代理人がした書面等による申立て等は当初から不適式なものであり、補正の機会を設ける根拠がないとも考えられる反面、仮にそのような例外を設けないこととした場合であっても、訴状の提出時期が時効の完成猶予や出訴期間の遵守といった重大な効果に関するものであることや、訴訟代理人がシステム障害によってインターネットを用いた申立て等を行うことができない場合に、そのシステム障害が裁判所のシステムの障害によるか否かを利用者側において直ちに判別することが困難であることを踏まえると、書面等による申立てを一旦受け付けて補正の機会を与えることとする規律を設けることには一定の理由があるとも考えられる。

なお、訴状以外の申立て等についても、方式の補正の機会を設ける必要があることは同様であるとも考えられる。また、こうした方式に関する審査権について、裁判所書記官の権限とする考え方もある。

以上を踏まえ、インターネットを用いた申立て等をよらなければならないとの規律に反して書面等を用いた申立て等がされたときの補正の規律を設けること及びその規律の内容について、どのように考えるか。

4 時効の完成猶予に関する規律

(1) 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

これまでの部会では、裁判所のシステムの故障等によってインターネットを用いた申立て等を行うことができない場合に時効の完成猶予に関して規律を設けるか否か及び対象となる事象の範囲について消極的な意見から積極的な意見まで幅広く提出されたが、民法との整合性の観点などを踏まえ、中間試案では、書面等による申立て等を一旦受け付けることとした場合において、更に時効の完成猶予の規律を設ける考え方があるとの提案を記載して意見募集の手續に付されるに至った。

意見募集においては、裁判所のシステムに故障があった場合には、当事者は申立て等をするための他の手段をとることができないので天災等と同視して手当てをすべきであるとの意見があったが、端的に書面等による申立て等を基準として時効の完成猶予を判定すれば足りるとする意見などがあった。

(2) 検討

部会のこれまでの議論及び上記の意見募集の結果も踏まえると、中間試案で示した考え方について引き続き検討することが相当であるが、まずは、3の書面等による申立て等を受け付ける規律について検討を進めた上で併せて検討することとするのが適当であると考えられる。

そこで、この点について、どのように考えるか。

5 インターネットを用いた申立て等によらなければならない訴訟代理人の範囲

(1) 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

これまでの部会では、インターネットを用いた申立て等によらなければならない訴訟代理人として、弁護士等の委任による訴訟代理人が含まれることについては意見が一致していた。さらに、委任による訴訟代理人に加えて、法令上の訴訟代理人が含まれるかについては、国の指定代理人は含まれるのではないかなどの意見が示された。中間試案では、法令上の訴訟代理人が含まれるかについて引き続き検討することとされ、意見募集の手續に付された。

意見募集においては、法令上の訴訟代理人について法律の専門家である弁護士と同様に評価してよいかどうかについて検討する必要があるとの意見、少なくとも日常的に民事訴訟手續を利用する指定代理人や支配人といった法令上の訴訟代理人についてはインターネットを用いた申立てによらなければならないとの意見などがあつた。

(2) 検討

上記のとおり、本文(1)の乙案は、弁護士等が業として訴訟代理人となることが法律上認められる点に着目するものである。これに対し、法令上の訴訟代理人は、業として訴訟代理人となっているものということとはできないことから、弁護士等と同様に扱うことは妥当ではないとも考えられる。

もっとも、行政手續のデジタル化の側面からは、国は情報システムの整備をしなければならないとされ(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第5条)、地方公共団体は情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例や規則に基づく手續について、情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされている(同法第13条)。そのため、法令上の訴訟代理人のうち、国等の指定代理人については、インターネットを用いた申立て等によらなければならないとすることも考えられる。

以上を踏まえて、インターネットを用いた申立て等によらなければならない訴訟代理人の範囲について、どのように考えるか。

2 インターネットを用いて裁判所のシステムにアップロードすることができ

る電磁的記録に係るファイル形式

電子情報処理組織を用いて裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する電磁的記録に係るファイル形式について、次のような規律を設けるものとする。どうか。

- (1) 電子情報処理組織を用いて裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することができる電磁的記録に係るファイル形式は、解読方法が標準化されているものとする。
- (2) 裁判所は、必要と認める場合において、当事者が電子情報処理組織を用いて裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録したものに係るファイル形式と異なる他のファイル形式の電磁的記録（音声情報に変換可能な情報を有する電磁的記録を含む。）を有しているときは、その者に対し、当該他のファイル形式の電磁的記録を提供することを求めることができる。

（注1）当事者又はその代理人が身体の障害により相手方が提出した電磁的記録を読み取ることができない場合であって、当該電磁的記録を提出した者が音声情報に変換可能な情報を有する電磁的記録を提出することができるときは、裁判所は、当事者の申立てにより、当該電磁的記録を提出した者に対し、音声情報に変換可能な情報を有する電磁的記録を提供することを求めることができるとの規律を設けるものとする。どうか。

（注2）容量の大きな電磁的記録の提出や、証拠となるべきものの写しに係るファイル形式が本文(1)に規定するものに該当しない場合の提出に関する規律について、どのように考えるか。

○中間試案第1

2 インターネットを用いて裁判所のシステムにアップロードすることができる電磁的記録に係るファイル形式

電子情報処理組織を用いて裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係るファイル形式について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 電子情報処理組織を用いて裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することができる電磁的記録に係るファイル形式は、解読方法が標準化されているものとする。
- (2) 裁判所は、必要と認める場合において、当事者が電子情報処理組織を用いて裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録したものに係る

ファイル形式と異なる他のファイル形式の電磁的記録を有しているときは、その者に対し、当該他のファイル形式の電磁的記録を提供することを求めることができる。

(注1) 当事者又はその代理人が身体の障害により相手方が提出した電磁的記録を読み取ることができない場合であって、当該電磁的記録を提出した者が音声情報に変換可能な情報を有する電磁的記録を提出することができるときは、裁判所は、当事者の申立てにより、当該電磁的記録を提出した者に対し、音声情報に変換可能な情報を有する電磁的記録を提供することを求めることができるとの規律を設けるものとする考え方がある。

(注2) 容量の大きな電磁的記録の提出や、証拠となるべきものの写しに係るファイル形式が本文(1)に規定するものに該当しない場合の提出に関する規律について、引き続き検討するものとする。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

これまでの部会においては、裁判所のシステムに提出することができる電子データの種類について、PDFファイルのように解読方法が標準化されているものを提出することが考えられることについて、おおむね反対する意見はなく、さらに、電子データの提出者がそのテキストデータを保有しているときに、提出者に対してテキストデータの提供を求めることができることについても反対する意見はなかった。また、音声情報に変換可能な情報を有する電子データによって視覚障害を有する者において相手方の主張の内容の把握が容易になることからそのようなデータの提供を求めることができるとの考え方が示された。そこで、中間試案においてもこのような規律が提案され、意見募集の手續に付された。

意見募集においては、上記のような規律を設けることについて賛成する意見が多かった。その理由としては、裁判所及び相手方当事者が提出された電子データを閲読することができなければ、審理及び攻撃防御に支障が生ずるとの意見があった。他方で、主張書面と証拠とに分けて検討する必要がある、主張書面については一定の限定を付すことに賛成であるが、証拠については電子データの種類を限定すべきではないとの意見があった。また、テキストデータの提供を求めることや音声情報に変換可能な情報を有するデータの提供を求めることができる規律の導入については審理促進や訴訟追行の合理化、視覚障害者の円滑な訴訟活動の実現をするために賛成する意見が多かった。

2 検討

(1) 基本的な検討の方向性

部会のこれまでの議論の経緯及び上記の意見募集の結果も踏まえると、提出することができる裁判所のシステムにアップロードすることができる電子ファイルのファイル形式については、基本的には中間試案における提案内容を基礎としつつ、「解読方法が標準化されている」との表現の当否も含めて検討を進めていくことが相当であると思われる。

また、当事者又はその代理人が身体の障害により相手方が提出した電磁的記録を読み取ることができない場合であって、当該電磁的記録を提出した者が音声情報に変換可能な情報を有する電磁的記録を提出することができるときは、裁判所は、当事者の申立てにより、当該電磁的記録を提出した者に対し、音声情報に変換可能な情報を有する電磁的記録を提供することを求めることができるとの規律（注1）については、意見募集において賛成する意見があった。身体の障害を有する者の円滑な訴訟活動を実現するために有用であるといえることから、このような情報の提供を求めることができることとすることが考えられる。

なお、裁判所のシステムに提出することができる電子データの種類に係る規律は、技術の進展に合わせて見直しをする必要があると考えられることから、最終的には最高裁判所規則等で規定することが考えられる。

(2) 容量の大きいデータ等

ア 意見募集においては、技術的な観点からアップロードすることができる電磁的記録の容量に上限を設けざるを得ない、容量を超える電磁的記録についてはDVD等の記録媒体に格納して提出することを認めるべきである、証拠となるべきものの写しのデータについては、電子データの種類を限定すべきではないなどの意見があった。

イ 裁判所のシステムを円滑に運用していくためには、アップロードすることができる電子データの容量について一定の限定を設けることが考えられるところである。例えば、容量の上限を超える電磁的記録についても提出する方法も併せて検討するなど、一般的な申立て等を制限することにならないことを前提としつつ、技術的な観点から検討することが考えられる。

ウ 証拠となるべきものの写しについては裁判所及び相手方が閲覧することができない電子データの提出を認めることが適当ではないとすると、主張書面と異なる取扱いをするべきではないとも考えられる。なお、証拠となるべきものが電子データである場合において、当該電子データが裁判所のシステムを用いてアップロードすることができるものに該当しないときは、ファイル形式を変更したものを裁判所のサーバにアップロードすることによっても、証拠となるべきものの写しの提出義務は果たしたことになるものと考えられる。

エ 以上を踏まえ、電子データの容量に関する制限等について、どのように考えるか。

3 訴訟記録の電子化

訴訟記録は裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものによることを前提として、訴訟記録の電子化に関する次の規律を設けることについて、どのように考えるか。

(1) 裁判所は、申立て等が書面等の提出により行われたとき（本文1に規定する方式に違反するときを除く。）は、当該書面等に記載された事項を、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

【ただし、記録することにつき困難な事情があるときはこの限りではない。】

(2) 書面等を提出した当事者は、(1)のファイルに記録された事項が(1)の書面等に記載された事項と同一でないことを知った場合は、【(1)のファイルに記録された日からその後の最初の期日が終了するまでの間】【(1)のファイルに記録した旨の通知の日から一定期間（例えば2週間）】に限り、裁判所に対し、その旨を申し出ることができる。

(3) (2)の申出がされたときは、裁判所は、(1)のファイルに記録された事項を訂正しなければならない。

(注1) 裁判所は、当事者から提出された書面等を【(1)によりファイルに記録された日からその後の最初の期日が終了するまでの間】【(1)によりファイルに記録した旨の通知の日から一定期間（例えば2週間）】保管しなければならないものとする。どうか。

(注2) 本文1における甲案、乙案及び丙案のいずれの場合においても、裁判所に書面等を用いた申立て等をする当事者からは、当事者が提出した書面等を電子化し訴訟記録の一部とする役務の対価として、手数料を徴収することについて、どのように考えるか。

○中間試案第1

3 訴訟記録の電子化

(1) 訴訟記録は裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものによるものとする。

(2) 書面で提出されたものを裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することについて、次のような規律を設けるものとする。

ア 裁判所は、書面で提出された訴状及び準備書面並びに証拠となるべきものの写しについて、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する。

イ 裁判所は、書面で提出されたアのものを【アによりファイルに記録された日からその後の最初の期日が終了するまでの間】【アによりファイルに記録した旨の通知の日から一定期間（例えば2週間）】保管しなければならない。

(注1) 書面を提出した者は、その書面が裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに正確に記録されていない場合には、再度、裁判所に対して同ファイルに記録することを求めることができるものとする。

(注2) 本文1における甲案、乙案及び丙案のいずれの場合においても、裁判所に書面を用いた申立て等をする当事者からは、当事者が提出した書面を電子化し訴訟記録の一部とする役務の対価として、手数料を徴収することについても、引き続き検討するものとする。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

これまでの部会においては、訴訟記録を全面的に電子化することのメリットとデメリットを考慮して、より多くのメリットが考えられるとして訴訟記録の電子化をする方向で検討することに賛成する意見が多かった。また、書面等で提出されたものを裁判所が電子化し、一定期間書面等を保管し、正確に記録されていない場合には再度、裁判所に対して記録を求めることができることについても反対する意見はなかった。そこで、中間試案においてもこのような規律が提案され、意見募集の手續に付されるに至った。

意見募集においては、上記のような規律を設けることについて賛成する意見が多かった。また、書面等の保管期間については、いずれの考え方も支持する意見があり、さらに、いずれか早い方又は遅い方の日とすべきとの意見などがあった。なお、手数料については後述する。

部会のこれまでの議論の経緯及び上記の意見募集の結果も踏まえると、訴訟記録を電子化することや書面等で提出されたものを裁判所が電子化することについては、基本的には中間試案における提案内容を基礎として検討を進めていくことが相当であると思われる。

そこで、本文では、中間試案の本文及び注1の内容を変更していない(中間試案の本文(1)は柱書に記載している)。その上で、更に検討すべき論点について検討を加える。

2 検討

(1) 訴訟記録の電子化の例外

申立て等が書面等でされた場合には、裁判所が原則として電子化することとするものの、例えば、建築図面のように複数の紙を貼り合わせて作成されたものなどを

電子化することは、技術上は不可能ではないとしても、一般的な機器には電子化が困難であるとも思われる。そうすると、このような書面等を全て電子化しなければならないとすることは、必ずしも相当ではないとも考えられる。

そこで、このように電子化をすることにつき困難な場合についての電子化の例外を設けることについて、どのように考えるか。

(2) 書面等の保存期間

書面等を提出した当事者において正確に電子化されたかどうかを確認することができる機会を保障するために、元の書面等について一定期間保管することが考えられ、中間試案では、電子化後に迎える最初の期日において電子化された訴訟記録を確認しながら訴訟行為がされるのが一般的であると考えられることから、その期日が終了するまでの間とする考え方で、電子化された旨の通知がされれば、当事者がこれを確認する契機となることから電子化された旨の通知をした時から一定期間（例えば2週間）とする考え方を提示している。

また、電子化された後の書面等を裁判所が保管しておかなければならないとすることは、裁判所において電子化された記録と電子化された書面等を二重に保管しなければならないこととなり、裁判所の負担を著しく増加させることになるから、裁判所は、上記保管期間が経過した後は書面等を廃棄することができることとすることが考えられる。

そこで、この点について、どのように考えるか。

(3) 書面電子化手数料

これまでの部会において、当事者が提出した書面等を電子化し訴訟記録の一部とする役務の対価として、手数料を徴収するべきであるとの意見が出され、中間試案の注では、かかる手数料（以下「書面電子化手数料」という。）を徴収することの当否について、引き続き検討するものとしていた（中間試案第1の3注2）。

意見募集では、書面電子化手数料の徴収に賛成する意見と反対する意見の双方が寄せられたが、インターネットを用いてする申立て等によることが義務付けられていない者から書面電子化手数料を徴収することについては、反対する意見が多かった。書面電子化手数料の徴収に賛成する意見においては、インターネットを用いてする申立て等をする者は、通信環境の整備等のために相応の負担をしていることを考慮すると、書面等による申立て等をする者について、無償で電子化の役務の提供を受けるとすることは公平性を損なうとの指摘がされ、反対する意見においては、訴訟記録の電子化により当事者にこれまで以上の負担を課すことは相当ではなく、電子化のコストはIT化を推進する国（裁判所）が負担すべきであるとの指摘や、インターネットを用いてする申立て等によることが義務付けられていない者については、IT機器を保有しない経済的弱者等が想定され、そのような者から書面電子

化手数料を徴収することについては、裁判を受ける権利の侵害につながりかねない等の指摘があった。

以上の議論を踏まえ、書面電子化手数料の徴収の可否等について、どのように考えるか。

第2 訴えの提起、準備書面の提出

1 電子訴状及び電子準備書面のインターネット提出

電子情報処理組織を用いてする訴状又は準備書面の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに訴状又は準備書面の内容を記録する方法によりするものとする。どうか。

○中間試案第2

電子情報処理組織を用いてする訴えの提起及び準備書面の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに電子訴状及び電子準備書面を記録する方法によりするものとする。

(注1) 略

(注2) 略

2 インターネット提出時の本人確認の措置

電子情報処理組織を用いて訴状又は準備書面の提出をするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならぬものとする。どうか。

○中間試案第2

本文 略

(注1) インターネットを用いて訴えの提起及び準備書面の提出をする者の本人確認に関する規律の在り方について、引き続き検討するものとする。

(注2) 略

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

部会では、裁判所のシステムの利用登録をする時の本人確認の方法の例として、マイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用する方法、訴え提起前に身分証明書等をオンラインで提出させた後、現実の出頭やウェブ会議による出頭の時に同じ身分

証明書等の提示を求める方法、訴え提起前に裁判所に現実に出頭させる方法等が考えられ、これらの方法を当事者が柔軟に選択することができるようにするのが望ましいとの考えが示された。このほか、本人確認のために裁判所に必ず出向かなければならないというのは不便であり、システム上で完結させる方法として、運転免許証の写真とウェブカメラで撮影した自己の写真の照合をAIによって行うことが考えられるとの意見も出された。他方で、海外居住者にはマイナンバーカードが付与されないこと、システムを開発するにはコストがかかること、裁判所のシステムのIDと個々の事件へのアクセス制御との関係に意を払う必要があることについての指摘もあった。

意見募集では、成りすましを防ぐために、裁判所のシステムの利用登録時における本人確認を適切にすべきであるとの意見があった一方で、本人確認の規律を法律に置くことは運用の硬直化を招くのではないかとの意見があった。また、裁判所のシステムの利用登録時に本人確認を行い、以降はログインした者を本人であると推定することとすることが迅速な審理に資するとの意見や、裁判所のシステムの利用登録時には、本人限定受け取り郵便を利用した郵送等の方法による本人確認を行い、IDを利用したログイン時には二要素認証等の方法による本人確認をすべきとの意見もあった。そして、現在の電子署名の普及状況等を踏まえ、提出する電子データに電子署名を付することは必須としないことについて、反対する意見は見られなかった。

2 検討

現行法令において訴状等の提出をする者の本人確認のための規律として、裁判所に提出すべき訴状については、記名押印が求められており（規則第2条第1項）、インターネットを用いた申立て等については、記名押印に代えて最高裁判所規則で定めるところにより氏名又は名称を明らかにする措置を講ずることが求められている（法第132条の10第4項）。

このうちインターネットを用いて訴状等の提出をする者の本人確認としては、裁判所のシステムの利用登録に当たって必要となる手続の利用者の氏名等の確認（身元確認）が適切に行われ、各回のログインや電子データのアップロードの際に求められる実行主体と当該実行主体が主張する身元識別情報との同一性の検証（当人認証）として、名義人の成りすましや情報の改ざん等のオンライン手続における脅威に対するリスクの影響度を踏まえた合理的な手法が採られることを前提に、電子署名を必須としないことが適当であると考えられる。そして、これらの身元確認及び当人認証に関する規律については、その時代の技術水準によるところも大きいため、前述した現行法令と同様に、最高裁判所規則に委ねるのが相当であると考えられる。

なお、インターネットを用いて訴状等の提出をする場合において、本文にいう氏名又は名称を明らかにする措置であって、これを行うために必要な符号及び物件を適正に

管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものが行われているときは、当該氏名又は名称を明らかにする措置が本人によるものであることが事実上推定され、その結果、提出に係る訴状等が本人（すなわち、提出者である当事者、法定代理人又は訴訟代理人）の意思に基づくものであること（成立の真正）が事実上推定されることとなると考えられる。

3 濫用的な訴えの提起を防止するための方策

濫用的な訴えの提起を防止するための方策として、訴訟救助の申立ての有無にかかわらず、訴えを提起する際には、一律に、例えば数百円程度のデポジットを支払わなければならないという規律を設けることや、訴え提起手数料を納付すべきであるのに一定期間を経過しても一切納付されない場合には、納付命令を経ることなく命令により訴状を却下しなければならない、この命令に対しては即時抗告をすることができないという規律を設けることについて、どのように考えるか。

○中間試案第2

本文 略

(注1) 略

(注2) 濫用的な訴えの提起を防止するための方策として、訴訟救助の申立ての有無にかかわらず、訴えを提起する際には、一律に、例えば数百円程度のデポジットを支払わなければならないという規律を設けることや、訴え提起手数料を納付すべきであるのに一定期間を経過しても一切納付されない場合には、納付命令を経ることなく命令により訴状を却下しなければならない、この命令に対しては即時抗告をすることができないという規律を設けることについて、引き続き検討するものとする。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

部会では、濫用的な訴えの提起を防止するための方策として、訴訟救助の申立ての有無にかかわらず、中間試案第2の(注2)の2つの規律、すなわち、①訴えを提起する際には、一律に、例えば数百円程度のデポジットを支払わなければならないという規律及び②訴え提起手数料を納付すべきであるのに一定期間を経過しても一切納付されない場合には、納付命令を経ることなく命令により訴状を却下しなければならない、この命令に対しては即時抗告をすることができないという規律を設けることについて議論がされた。そのうち①の規律については、賛成する意見もあった一方で、訴訟救助

の制度の目的との両立、金銭を納められない特殊な環境に置かれた者への配慮、実効性の確保の観点から課題があるとの意見が出された。②の規律については、その目的を達成するために対象とすべき場面をどのように定めるかが最も難しいとの意見や、訴えの提起から訴状却下命令までの期間をどのように法定するかとの関係で、訴え提起手数料の電子納付の手続をとるために必要な期間を考慮しつつ、納付すべき金額の計算が難しいような事案をも念頭に置く必要があるとの意見が出された。このほか、即時抗告権を付与しないという考え方に関連するものとして、民事執行法に、執行抗告が民事執行の手続を不当に遅延させることを目的としてされたものであるときは、原裁判所が却下しなければならない旨の規定があること（同法第10条第5項第4号）が紹介された。

意見募集では、中間試案第2の（注2）の①の規律については、請求の趣旨や原因が不明瞭で証拠又は法律上の裏付けを欠いたほぼ同一内容の訴状が長期間にわたって継続的に提出される場合や、訴訟救助の申立てが濫用される場合に効果があることを理由に賛成する意見もあったが、立法事実の有無、裁判を受ける権利の保障、規律の実効性の観点から規律の妥当性を疑問視し、反対する意見が多く見られた。他方で、②の規律については、賛否が分かれた。補正命令を発しても納付義務が履行される見込みがない場合や即時抗告が濫用される場合に効果があることを理由に賛成する意見があった一方で、手数料の不納付に合理性がある場合もあるのではないかということをも理由に反対する意見や、部会での議論が十分ではなく、当事者と裁判所との解釈の相違に起因する不納付が含まれないように留意しつつ、引き続き慎重に検討すべきであるとする意見も見られた。このほか、②の規律のみでは、訴訟救助の申立てを濫用し、その却下の確定までに裁判官忌避の申立てを重ねるような事案に対応することが難しいため、①の規律を併用する必要があるとの意見もあった。

2 検討

このような経過等に照らし、部会では、特に②の規律について、更に議論を尽くす必要があると考えられる。

訴状却下命令に前置される補正命令の制度は、訴状に明白な不備があれば、裁判所の判決を待つまでもなく裁判長の命令によって訴状を却下し、事件を簡単に処理すべきであるが、訴状の不備は原告の過失に基づく場合もあるので、裁判長が直ちに訴状を却下するのは妥当な処置ではないとして、訴状の却下前に、裁判長が補正命令を出し、原告に訴状の不備を補正する機会を与えることにしたものであるとされている。

もっとも、訴訟救助の申立ての却下が確定した場合や、訴訟救助の申立てがない場合において、訴え提起手数料が一定期間内に一切納付されないときに、なおその不納付が原告の過失に基づく可能性を考慮して、いちいち納付命令を経なければ訴状を却下す

ることができないとすることは、かえって事件を簡単に処理すべき要請に基づき定められた訴状却下命令の趣旨に反するとも考えられる。

そして、この訴状却下命令に対しては、不服申立てをすることができないとの規律を設けることも考えられるほか、訴状の却下が事件を終局させるものであることに鑑み、慎重を期するため、法第137条第3項の即時抗告権を残存させた上で、その即時抗告が民事訴訟の手續を不当に遅延させることを目的としてされたものであると認められるときは、民事執行法第10条第5項第4号等のように、原裁判所がこれを却下しなければならないものとするとも考えられる（なお、このような原裁判所による却下の規律を設ける場合には、その制度趣旨との関係で、再度の即時抗告を認めるか否かも問題になり得るほか、訴訟救助の申立てや裁判官忌避の申立てについて同様の規律を導入することの当否も問題になり得る。）。

以上を踏まえ、濫用的な訴えの提起を防止するための方策として、中間試案第2の（注2）で示された2つの規律を設けること等について、どのように考えるか。

第3 送達

1 通知アドレスの届出及びシステム送達の内容

電子情報処理組織を利用した送達の方法として、以下のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

(1) 通知アドレスの届出

当事者、法定代理人又は訴訟代理人（以下「当事者等」という。）は、最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項（以下「通知アドレス」という。）の届出をすることができる。

ア 電子メールアドレス（電子メール（特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。イにおいて同じ。）であって、最高裁判所規則で定める通信方式を用いるものをいう。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）
イ 前号に掲げるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号であって、最高裁判所規則で定めるもの

(2) システム送達

(1)による届出があった場合には、送達は、当該届出をした当事者等が電気通信回線を通じて裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された送達すべき電子書類の内容の閲覧又は複製（以下「閲覧等」とい

う。)をすることができる状態に置き、その者の通知アドレスにその旨を通知し、その者に電子情報処理組織を用いて送達すべき電子書類の内容の閲覧等をさせてすることができる。

○中間試案第3

1 システム送達

(1) 当事者、法定代理人又は訴訟代理人（以下本項、第4の2及び第12の4において「当事者等」という。）は、最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項（以下「通知アドレス」という。）の届出をすることができる。

ア 電子メールアドレス（電子メール（特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する電子計算機の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信（有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音又は映像を送り、伝え、又は受けることをいう。イにおいて同じ。）であって、最高裁判所規則で定める通信方式を用いるものをいう。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）

イ アに掲げるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号であって、最高裁判所規則で定めるもの

(2) 通知アドレスの届出をした当事者等に対する送達は、法第99条及び法第101条の規定にかかわらず、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに送達すべき電子書類を記録し、通知アドレスの届出をした当事者等が電子情報処理組織を用いてその電子書類の閲覧及び複製をすることができる状態に置き、通知アドレスの届出をした当事者等の通知アドレスにその旨を通知してする。

(3) (2)による送達は、通知アドレスの届出をした当事者等が電子情報処理組織を用いて送達すべき電子書類の閲覧又は複製をした時（通知アドレスの届出をした当事者等が二以上あるときは、最初に送達すべき電子書類の閲覧又は複製をした者に係る閲覧又は複製の時）にその効力を生ずる。

(4) 略

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

これまでの部会においては、インターネットを用いた送達方法としてシステム送達を導入することとし、その具体的内容として、裁判所のシステムに送達すべき電子書類をアップロードし、送達を受けるべき者にその旨を通知して行うこととする事

送達を受けるべき者がこれを閲覧し、又は複製（ダウンロード）した時点でその効力を生ずるものとするところについて議論がされたところ、このような送達方法を設けること及びその規律の内容に関する基本的な方向性について反対する意見はなかった。そこで、中間試案においても、このような規律が提案され、意見募集の手續に付されるに至った。

意見募集においては、上記のような規律を設けることについて賛成する意見が多かった。その理由としては、このような送達方法を導入することは、送達事務の迅速化・効率化につながるものであるほか、送達を受けるべき者にとっても時間や費用の点で利便性の高いものである旨の意見があった。

2 システム送達の規律の具体的内容

(1) 基本的な方向性

部会におけるこれまでの議論の経緯及び上記の意見募集の結果も踏まえると、システム送達の内容等については、基本的には中間試案における提案内容を基礎として検討を進めていくことが相当であると思われる。そのため、本文では、中間試案の記載内容について実質的な変更を加えていない（なお、送達を受けるべき者による閲覧等については、これがシステム送達の構成要素の一つとなるものと考えられることから、システム送達の効力発生時期としてではなく（中間試案第3の1(3)参照）、端的にシステム送達の内容（本文(2)）の中で記載することとしている。）。以下では、このような認識を前提として、システム送達の規律について更に検討すべき論点について若干の検討を加えることとする。

(2) 送達を受けるべき者に対する通知

ア システム送達における通知の位置付け

これまでの部会資料では、システム送達について、①送達すべき電子書類の裁判所のシステムへのアップロード、②送達を受けるべき者に対する通知、③送達を受けるべき者の閲覧等の三つを構成要素とするものであると整理していた。これは、送達とは、法定の形式により名宛人に対して書類を交付し、又は交付を受ける機会を与え、かつ、その公証を行う裁判機関の行為であるとされるところ、①から③までが満たされることをもって、名宛人に対して書類を交付し、又は交付を受ける機会を与えた場合と同程度の確実性をもって名宛人に対して送達すべき電子書類の内容を了知させ、又は了知させる機会を与えたものと評価することができるという考え方に立つものである（部会資料15第1の2(1)参照）。

一方で、電子メールによって通知を行った場合には、通知が相手方に届いたかどうかを発信者である裁判所側で確実に把握することには困難が伴うものと思われる。そのため、送達を受けるべき者に対する通知の方法として電子メールが用

いられる場合があることを前提とすると、通知をシステム送達の一要素と位置付けた場合には、送達の一部につき公証することができないこととなり、不都合であるようにも思われる。また、送達を受けるべき者により閲覧等がされているのであれば、これをもって送達をしたもの、すなわち送達を受けるべき者に送達の内容を了知させ、又はその機会を与えたものというには十分であるとも思われる。

他方で、第10回会議においては、通知をシステム送達の構成要素から除外するという考え方について慎重な意見も出された。その理由の一つとして、システム送達をそのようなものとして位置付けた場合には、我が国の判決を海外で執行するに当たり適切な送達がされたのかどうか問題となり得るとの指摘があったところである。

以上を踏まえ、システム送達における通知の意義及びその位置付けについて、どのように考えるか。

イ 通知と閲覧等との先後関係

第10回会議では、システム送達に関する補足的な論点として、送達すべき電子書類の閲覧等が送達を受けるべき者に対する通知に先行した場合に、当該閲覧等をシステム送達の構成要素としての閲覧等とみてよいかという問題について議論がされた。同会議では、前提として、閲覧等が通知に先行するという状況は、システムの設計によって一定程度回避することが可能であるとの指摘があった。また、通知をシステム送達の構成要素ではないと捉えた場合には、通知と無関係に閲覧等をしたという問題は生じないとの指摘もあった。その上で、この問題をどのように考えるかについては、送達を受けるべき者により閲覧等がされた場合には、通知を効力発生要件として捉える必要はないとの意見や、送達を受けるべき者が当該電子書類が送達すべき電子書類であることを認識して閲覧等を行うことが必要であると解したとしても、裁判所のシステム上送達すべき電子書類であることを表示するなどすれば、仮に閲覧等が通知に先行したとしても問題はないとの意見があった。

閲覧等がされる前に通知が発出された場合であっても、当該閲覧等が通知を認識した上でされたものであるとは限らず、このことを裁判所から確認することは技術上困難であると思われる。そうすると、送達を受けるべき者が当該電子書類が送達すべき電子書類であることを認識して閲覧等を行うことが必要であるかどうかという問題は、通知と閲覧等の先後関係にかかわらず問題となり得るものであると解される。

この点について更に検討すると、現行法における書面による送達では、送達をした者は送達報告書を作成することとされており（法第109条）、実務上、送達すべき書類の受領者が送達に関する事項が記載された書面に署名・押印すること

とされているため、送達すべき書類の受領者において、受領した書類が送達すべき書類であることを了知する契機があるものと思われる。もっとも、送達報告書は飽くまでも送達の実事を公証するために作成することが求められるものであり、これにより送達を受けるべき者に当該書類が送達すべき書類であることを了知させることを目的としたものではない。実際上も、書類の受領者が送達を受けるべき者本人ではない場合には、書類の受領者が送達を受けるべき者に対して当該書類が送達すべき書類であることを伝達するかどうかは当該書類の受領者に委ねられているため、当該書類が送達すべき書類であることを送達を受けるべき者が了知することが制度的に担保されているものでもない。

また、実質的な観点からも、送達を受けるべき者に対して送達すべき書類の内容を了知する機会が与えられてさえいれば、当該書類の交付行為の法的位置付けが送達であることを認識していなくても、送達を受けるべき者に対する手続保障としては十分であるとも考えられる。

以上からすると、送達を受けるべき者が当該電子書類が送達すべき電子書類であることを認識して閲覧等を行うことは必要ではなく、当該閲覧等が通知を契機としたものでなくとも、送達の効力には影響を及ぼさないという考え方があり得るものと思われる。このような考え方からは、現行の実務において送達すべき書類が誤って直送された場合に、送達を受けるべき者がこれを受領していたとしても再度送達をやり直しているのは、単に当該書類の交付行為が法定の様式に従ったものではないため、送達の形式的要件を欠くためであると整理されることとなるものと思われる。

以上を踏まえ、この点についてどのように考えるか。

(3) 通知アドレスの届出

中間試案においては、通知アドレスの届出を行う主体として、当事者、法定代理人又は訴訟代理人（当事者等）が掲げられているが、当事者等以外の訴訟関係人が送達を受けるべき者となる場合（例えば証人に呼出状を送達する場合等）においても、その者がシステム送達により送達を受けることを希望するときは、システム送達により送達を行うことを可能とすることが迅速な審理の実現の観点から望ましいものとも思われ、あえてこれを否定するまでの理由はないとも思われる。現行法における送達場所の届出の制度は当事者、法定代理人又は訴訟代理人（当事者等）に限定されており、証人、鑑定人等のその他の訴訟関係人については対象とされていないが（法第104条第1項）、送達場所の届出が当事者等に対して訴訟追行上の信義則（法第2条）を背景として課される手続上の義務であるのに対し、当事者等以外の者が通知アドレスの届出を行う場合には、システム送達により送達を受けることに同意する場合に任意でこれを行うものという位置付けとなるから、当事者等

以外の者に対してこれを認めることにつき特段の問題はないようにも思われる。

そこで、通知アドレスの届出を行うことができる主体に当事者等以外の訴訟関係人を含め、これらの者に対する送達についてもシステム送達を利用することができるものとするについて、どのように考えるか。

(4) 送達すべき電子書類の閲覧等

これまでの会議においては、送達を受けるべき者による送達すべき電子書類の閲覧等について、訴訟記録の閲覧等との概念の異同等を整理する必要があるとの指摘があった。

システム送達における閲覧等と訴訟記録の閲覧等とは、いずれも自身の使用する端末上で当該ファイルを開いてその内容を画面上に表示させ、又は当該ファイルをダウンロードすることを指すものであり、外形的な行為に変わるところはないものと思われる。他方で、システム送達における閲覧等は、送達の効力発生の基準となるものであり、送達を受けるべき者に送達の内容を了知させ、又は了知する機会を与えたというためにどのような行為が必要となるかという観点から設定された要件であって、裁判の公開の趣旨をより徹底し、又は当事者に対する手続保障等の観点から認められた訴訟記録の閲覧等の制度における閲覧等とは概念として異なるものと思われる。

一方で、上記のとおり、両者は外形的な行為に変わるところはないものであることから、システムの作り方にもよるところがあるものの、訴訟記録の閲覧等がされた場合には、システム送達における閲覧等も併せてされたものと考えてよいものと思われる。また、このように考えないとすると、通知アドレスの届出をした当事者等であっても、事件記録の閲覧等としての閲覧等を行うことによってシステム送達の効力を発生させることなく送達すべき電子書類の内容を了知することが可能となり、相当でないものと思われる。

以上を踏まえ、システム送達における閲覧等と訴訟記録の閲覧等との関係について、どのように考えるか。

2 送達すべき電子書類の閲覧等をしない場合に関する特則

送達を受けるべき者が送達すべき電子書類の閲覧等をしない場合に関する特則として、次の規律を設けることについて、どのように考えるか。

通知アドレスの届出をした当事者等が1(2)の通知が発出された日から1週間を経過する日までに送達すべき電子書類の閲覧等をしないときは、その日が経過した時にその電子書類の閲覧をしたものとみなす。

1 システム送達

(1)～(3) 略

(4) 通知アドレスの届出をした当事者等が(2)の通知が発出された日から1週間を経過する日までに送達すべき電子書類の閲覧又は複製をしないときは、その日が経過した時にその電子書類の閲覧をしたものとみなす。

(注1) 略

(注2) 略

(注3) 送達すべき電子書類の閲覧又は複製をしない場合に関する特則(本文(4))を設ける場合に、送達を受けるべき者がその責めに帰すべき事由以外の事由により通知を受領することができず、又は送達すべき電子書類の閲覧又は複製をすることができなかったときの取扱いについては、引き続き検討するものとする。

(注4) 略

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要等

これまでの部会では、みなし閲覧の特則を設ける場合には、その前提として通知アドレスへの通知が確実にされることや通知の到達確認をすることができる必要があるのではないかとの意見や、適用の対象を限定すべきであるとの意見があった。また、このような特則を設けることを前提としつつも、何らかの理由により通知が到達しなかった場合の例外的な取扱いを検討すべきであるとの意見があった。

意見募集においては、みなし閲覧の特則を設けることについて、これに賛成する意見と反対する意見の双方が寄せられた。これに賛成する意見の理由としては、送達を受けるべき者が一定期間内に送達すべき電子書類の閲覧等をしなかった場合に書面による送達をすることとすると、審理の遅延につながるなどの指摘があった。一方で、みなし閲覧の特則の導入自体には賛成する意見の中にも、送達を受けるべき者の権利や法的地位に重大な影響を及ぼすものであって、かつ、送達を受けるべき者が将来の送達を予見することができないものの送達については、みなし閲覧の特則の適用から除外すべきであるとするものもあった。これに対し、みなし閲覧の特則を導入することに反対する意見の中には、通知が送達を受けるべき者に確実に到達するとは限らない以上、送達すべき電子書類の閲覧等がされていない場合に送達の効力の発生を認めることは、送達を受けるべき者に重大な不利益を生ずる可能性があるとの指摘があった。

みなし閲覧の特則を設けた場合に、その適用につき例外を設けるかどうかについては、例外を設けるべきであるとの意見と例外は不要であるとの意見の双方があった。例外を設けるべきであるとの意見の中には、送達を受けるべき者がその責めに帰することのできない事由により通知を受領することができなかった場合等には、みなし閲

覧の特則を適用する前提を欠くとの指摘があり、例外を設けることは不要であるとする意見の中には、法第97条の訴訟行為の追完によって救済を図ることとすれば十分であるとの指摘があった。また、例外を設けるべきであるとの意見の中でも、例外に当たる場合としてどのような場合を想定するかについては様々な意見があり、システム障害等により通知を受領することができなかつた場合等について広く例外を認めるべきであるとの意見があった一方で、手続の安定性に配慮する観点から、裁判所のシステム障害の場合を除いては例外を認めるべきではないとする意見もあった。

2 検討

(1) 問題の所在

システム送達について、送達を受けるべき者が送達すべき電子書類の閲覧等を行うことが常に必要であるとする、送達を受けるべき者が閲覧等を行わない場合には、送達の効力がいつまでも生じないこととなる。このような場合に改めて書面による送達を行うこととすると、現行法下におけるよりも送達が長期化することとなるし、送達を受けるべき者において送達すべき電子書類の閲覧等をあえて怠ることにより、送達の効力の発生時期を意図的に遅らせることができるという問題が生ずる。みなし閲覧の特則は、このような問題を解決することを目的とした規律である。

一方で、このような規律を設けた場合には、送達すべき電子書類の閲覧等をしていない者についてシステム送達の効力の発生を認めることとなるため、このような取扱いが送達を受けるべき者の手続保障の観点から許容することができるかどうかの検討が必要となる。

(2) 中間試案の考え方

中間試案における提案は、送達を受けるべき者が送達すべき電子書類の閲覧等を行わない場合であっても、通知の発出時から1週間の経過をもって送達があったものとみなすものであり（中間試案第3の1(4)）、みなし閲覧の特則の適用の対象を特に限定しておらず、かつ、同特則の例外も設けていない。通知の到達が適用の要件とされていないことからすると、このような規律を設けた場合には、送達を受けるべき者が気付かないうちにシステム送達の効力が発生してしまう事態が生ずるおそれがあり、送達を受けるべき者の手続保障の観点から不相当であるとの批判があり得る。実際に、意見募集においてもそのような意見が寄せられている。

一方で、インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合についてどのような考え方を採るかどうかにも関連し得るものの、そもそもシステム送達の対象となる者は、自らに対してシステム送達により送達されることを認識した上で通知アドレスの届出をしているのであるから、そのような者について、通知を確認したかどうかにかかわらず、1週間に一回以上裁判所のシステムにアクセス

し、自らの関係する事件について情報の更新がないかどうかを確認すべきものとしたとしても、送達を受けるべき者にとって過大な負担を課すものとはいえないという考え方もあり得るものとも思われる。通知アドレスの届出をした者について、システム上で送達すべき電子書類の閲覧等を行うことができる状態に置き、閲覧等をするために1週間の時間的猶予を設けた場合には、このことをもってその者に対して送達の内容を了知する機会を与えたものと評価することができるようにも思われる（なお、このように考えた場合には、1週間の経過をもってシステム送達が完了したものと捉えることができ、付郵便送達の場合（法第107条第3項）のように、送達の効力発生を擬制する特則として位置付ける必要はないという理解もあり得るように思われる。）。

また、みなし閲覧の特則が適用されることにより送達を受けるべき者に生じ得る最も重大な不利益としては、送達により不服申立期間等が進行する場合に、当該期間を遵守することができず、不服申立て等を行うことができなくなることが挙げられるが、送達を受けるべき者の責めに帰することができない事由により送達すべき電子書類の閲覧等を行うことができなかつたような場合には、訴訟行為の追完（法第97条第1項）によって救済を図ることも可能と思われる。

(3) そのほかの考え方

ア 一方で、送達を受けるべき者の手続保障の観点から、みなし閲覧の特則を設けるに当たり、より慎重な取扱いをすることも考えられる。意見募集では、その具体的な方向性として、①みなし閲覧の特則の例外を設けるべきであるとするとの意見や、②みなし閲覧の特則の適用対象を限定すべきであるとの意見が出された。

イ ①みなし閲覧の特則の例外を設ける考え方は、インターネットやメールサーバの障害等により通知が到達せず、又は到達が大幅に遅れた場合など、送達を受けるべき者がその責めに帰することができない事由により送達すべき電子書類の閲覧等を行うことができなかつた場合には、送達を受けるべき者の手続保障を図る観点から、例外的にみなし閲覧の特則の適用をしないこととするものである。前記のとおり、意見募集においても、みなし閲覧の特則に例外を設けるべきであるとする意見があったところである。

一方で、これまでの部会では、送達を受けるべき者が送達すべき電子書類の閲覧等を行うことができなかつた場合において、そのことが送達を受けるべき者の責めに帰することができない事由によるものであるかどうかについては、技術的な問題を伴うことからその立証に困難を伴う場合も多いと思われ、このような規律の実効性について慎重に検討する必要があるとの意見もあつたところである。

また、送達すべき電子書類の閲覧等を行うことができなかつたことにより、送達を受けるべき者が不変期間を遵守することができなかつた場合には、訴訟行為

の追完によりその救済を図ることが可能であるところ、このような場合に重ねてみなし閲覧の特則の例外を設けることは不要とも思われる。このような例外を設けるとすれば、送達を受けるべき者が不変期間を遵守することができなかつた以外の法的な不利益を被った場合の救済を図る点に意味があるものと思われるが、そのような場合として想定される場面はそれほど多くないようにも思われる。それにもかかわらず、送達を受けるべき者の「責めに帰することができない事由」という評価的な概念により一旦生じたものとされた送達の効力を事後的に否定することを認めることは、手続の安定性を害することとなるおそれがあるとも思われる。

ウ ②みなし閲覧の特則の適用対象を限定する考え方としては、意見募集では、送達を受けるべき者が送達が行われること及びその時期を予見することができる場合や、送達によって送達を受けるべき者の権利や法的地位に重大な影響を及ぼすものではない場合に限りみなし閲覧の特則の適用対象とする考え方が寄せられた。

前者の例としては、期日を定めて言渡しがされ、通常は言渡し後に直ちに送達が行われるものと思われる判決が考えられるが、送達を見落とすことにより最も重大な不利益が生ずるものと思われる判決書の送達を適用の対象とすることをどのように考えるかが問題となり得るものと思われる。なお、判決書以外の書類については(1)で述べたような問題が解決しないという問題があるものの、判決書については、その送達の時期を意図的に遅らせることによって控訴期間の制限を回避しようという動機が働きやすいものとも思われ、そのような問題を解決するためにこのような規律を設ける意義はあるようにも考えられる。

一方で、後者の例としてどのような場合が考えられるかについては、検討する必要があるものと思われる。一例としては、準備書面を送達する場合における準備書面が考えられるものの、このような場合にあってみなし閲覧の特則の適用対象とする必要があるかどうかについては、検討する必要があるものと思われる。

(4) 以上を踏まえ、みなし閲覧の特則を設けることの当否及びその具体的内容について、どのように考えるか。

3 システム送達に関するその他の論点

- (1) システム送達により訴状を送達することができる場面を拡大するためにどのような方策を講ずるべきかについては、実務の運用に委ねることとして、特段の規律を設けないこととしては、どうか。
- (2) 裁判所のシステムを通じて提出された送達すべき電子書類を通知アドレスの届出をしていない者に対して送達する場合の取扱いについて、どのように考えるか。

- (3) 通知アドレスの届出をしている者が複数いる場合に、その一部を送達を受けるべき者とする旨の届出をすることを認めることについて、どのように考えるか。

○中間試案第3

1 システム送達

(1)～(4) 略

(注1) システム送達により訴状を送達することができる場面を拡大するためにどのような方策を講ずるべきかについては、実務の運用に委ねることとし、特段の規律を設けないものとする考え方がある。

(注2) 裁判所のシステムを通じて提出された送達すべき電子書類を通知アドレスの届出をしていない当事者等に送達する場合の取扱いについては、提出当事者が当該電子書類の出力を行って裁判所に提出した書面によってするものとする考え方と、裁判所が自ら書面への出力を行った上でこれを送達するものとする考え方とがある。また、提出当事者において、送達に用いる書面につき、①自ら出力した書面を用いるか、②一定の手数料を納付することにより裁判所が出力した書面を用いるかを選択することができるものとする考え方がある。

(注3) 略

(注4) 当事者本人及びその訴訟代理人の双方が通知アドレスの届出をしている場合など、通知アドレスの届出をしている者が複数いる場合に、当事者等がその一部を送達を受けるべき者とする旨の届出をすることを認め、そのような届出があったときには、当該届出のあった者以外の当事者等について、システム送達の名宛人としなないものとする考え方と、このような届出をすることを認めない考え方とがある。

(説明)

- 1 システム送達により訴状を送達することができる場面を拡大するための方策（本文(1)）
- (1) 訴状の送達についてシステム送達によることができる場面を拡大するためにどのような方策が考えられるかについては、これまでの部会において、被告に対して訴状の送達をする前に通知アドレスの届出を促す簡易な通知を郵送することが考えられるとの意見が出された。中間試案では、このような方策を補足説明の中で紹介しつつ、その注において、具体的にどのような方策を講ずるかについては実務の運用に委ねることとし、特段の規律を設けないものとする考え方が提示された（中間試案第3の1の注1）。意見募集では、このような考え方に賛成する意見が出された一方で、訴状についてはシステム送達の対象から完全に除外すべきであるとする意見

もあった。訴状をシステム送達の対象から除外すべきであるとする意見の中には、訴状をシステム送達の対象とすると、成りすましによる判決詐取やメールによる消費者被害等のおそれがあるなど、被告の利益を侵害するおそれ大きいとの意見や、被告に対し訴えの提起があったことを確実に了知させるためには、訴状の副本の送達は必要的なものとするべきであるとの意見があった。

- (2) 以上を踏まえ、訴状の送達についてシステム送達によることができる場面を拡大するための方策については、特段の規律を設けないこととしつつ、運用の中でどのような方策が考えられるかについては、意見募集において指摘された問題点も考慮しつつ引き続き検討すべきこととしてはどうか。

2 書面による送達を行う場合の取扱い（本文(2)）

中間試案では、通知アドレスの届出をしていない者に対してインターネットを用いて提出された送達すべき電子書類を送達する場合の取扱いについて、これまでの部会の議論を踏まえ、書面への出力を行う主体や当該出力に係る費用負担の在り方等について、あり得る考え方を提示していた（中間試案第3の1注2）。

意見募集では、この場合における送達は当事者が出力した書面によるべきであるとの意見と裁判所が出力した書面によるべきであるとの意見の双方があった。当事者が出力した書面によるべきであるとの意見の中には、副本の送達によって私法上の意思表示がされること等の現行の取扱いの趣旨を考慮すべきであるとの意見や、裁判所が書面に出力することとすると、裁判所の事務負担が大きくなり、IT化によっても裁判の迅速化が図られないことになりかねないとの指摘があった。他方で、裁判所が出力した書面によるべきであるとの意見の中には、送達すべき書類と裁判所のシステムにアップロードされた電子データとの同一性を担保する観点から裁判所が当該電子書類を出力して印刷した文書を送達すべきとの意見や、当事者に出力書面を提出する負担を課すことは裁判所のシステムを利用する当事者の利便性の向上の観点から望ましくないとの意見があった。また、裁判所が書面への出力を行う場合における費用負担については、現行の取扱いと同様、送達すべき書類を用意するのは当事者の責務とされるべきであり、これに代わって裁判所が作業をするのであれば、一定の手数料を徴収することとするべきであるとの意見があった一方で、当事者の経済的負担に配慮する見地から、国が費用を負担すべきであるとしてこれに反対する意見がみられた。

以上を踏まえ、通知アドレスの届出をしていない者に対してインターネットを用いて提出された送達すべき電子書類を送達する場合の取扱いについて、どのように考えるか。

3 システム送達を受けるべき者の届出の制度（本文(3)）

- (1) これまでの部会では、原則として通知アドレスの届出をした者の全員が送達を受けるべき者となることとしつつ、届出によりその一部のみを送達を受けるべき者とすることを認める旨の規律を設けることの当否について議論がされた。この点について、中間試案の注では、このような規律を設けるものとする考え方と設けないものとする考え方の双方が提示されている（中間試案第3の1の注4）。

意見募集においては、上記の点について、このような規律を設けることに賛成する意見と反対する意見の双方が寄せられた。これに賛成する意見の中には、訴訟代理人が意図しないところで当事者が先行して閲覧等を行うことにより、訴訟代理人の訴訟行為に支障を来すことを防ぐ必要があるとの指摘や、届出に係る者が閲覧等をしていない間はそれ以外の者が閲覧等を行うことができない状態にすることとすれば、このような規律を設けることによる弊害の程度は小さいとの指摘があった。これに対し、これに反対する意見の中には、このような規律を認めると、届出に係る者以外の者がアップロードされた電子書類を閲覧することにより、送達の内容を了知しつつその効力発生時期を意図的に遅らせることが可能となる上、送達の仕組みが複雑になり、事務に混乱をきたすおそれがあるとの指摘があった。また、訴訟代理人が意図しないところで当事者が先行して閲覧等を行うおそれがあるとの点については、当事者と訴訟代理人との協議等により解決することが可能であるから、規律を設ける必要はないとの意見もあった。

- (2) まず、このような規律を設けることを検討するに当たっては、このような規律を設ける立法事実の有無が問われなければならないものと考えられる。この点について、意見募集においては、訴訟代理人が意図しないところで当事者が先行して閲覧等をした場合には、訴訟代理人の訴訟行為に支障を来すおそれがあるとの指摘があったが、具体的にどのような支障が想定されるかを検討する必要がある。また、仮に当事者が訴訟代理人に先行して送達すべき電子書類の閲覧等をしたとしても、事前又は事後に当事者が訴訟代理人にその旨を連絡すれば特段の支障は生じないとも考えられるところであり、そのような連絡を欠いた場合について法に特別の手当を設けることが相当かどうかは問題となり得るものと思われる。

なお、このような届出があった場合に、届出に係る者が送達すべき電子書類の閲覧等をするまでそれ以外の者の閲覧等を制限することができるかどうかについては、訴訟記録の閲覧等との関係を整理する必要があると思われる。すなわち、前記のとおり、システム送達の効力発生要件としての閲覧等と訴訟記録の閲覧等とは概念として異なるものであると考えられるところ、システム送達を受けるべき者とされていないことにより訴訟記録の閲覧等を制限することができる理由について、理論的な整理が必要となるものと考えられる。

以上を踏まえ、システム送達を受けるべき者の届出の規律を設けることについて、

どのように考えるか。

4 公示送達

法第111条を次のように改めることとしては、どうか。

(1) 公示送達は、電磁的方法により不特定多数の者が公示すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって最高裁判所規則で定めるものとする方法によりする。

(2) (1)における公示すべき内容は、次に掲げる事項とする。

ア いつでも送達を受けるべき者が電気通信回線を通じて裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された送達すべき電子書類の内容の閲覧等を行うことができる状態に置き、その者に電子情報処理組織を用いて送達すべき電子書類の内容等の閲覧等をさせるべきこと。

イ 裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された送達すべき電子書類の内容を出力した書面をいつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと。

(3) (1)の場合において、裁判所書記官は、次に掲げる措置のいずれかをとらなければならない。

ア 公示すべき内容を出力した書面を裁判所の掲示場に掲示すること。

イ 裁判所に設置した通信端末機器により、電磁的方法により公示すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置くこと。

○中間試案第3

2 公示送達

法第111条を次のように改めるものとする。

(1) 公示送達は、電磁的方法により不特定多数の者が公示すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって最高裁判所規則で定めるものとする方法によりする。

(2) (1)における公示すべき内容は、裁判所書記官が送達すべき電子書類を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、いつでも電子情報処理組織を用いて送達を受けるべき者に閲覧又は複製をさせ、又は送達を受けるべき者にその内容を出力した書面を交付すべきこととする。

(説明)

1 部会のこれまでの議論及び意見募集の結果の概要

(1) これまでの部会においては、当事者の利便を向上し、公示の効果を実質化する観

点から、インターネットを用いた公示送達の方法を導入することについて議論がされ、このような公示送達の方法を導入することについて反対する意見はなかった。そこで、中間試案においては、そのような提案がされている。

一方で、部会においては、このような方法を導入した場合であっても、インターネットを利用することができない者に配慮する観点から、書面を掲示する従来の方法をも存置すべきであるとの意見や、送達を受けるべき者のプライバシーに配慮する観点から、公示する内容について検討する必要があるとの意見があった。これらについては、引き続き検討すべき問題として、中間試案の補足説明において各意見が紹介された。

- (2) 意見募集では、インターネットを用いた公示送達の方法を導入することについては、これに賛成する意見がほとんどであった。その理由としては、このような方法を導入することにより、送達を受けるべき者が公示送達の内容を了知する可能性が高まり、送達を受けるべき者の手続保障の観点から望ましいとの意見があった。他方で、このような方法を導入したとしても、送達を受けるべき者が公示送達の内容を了知する可能性が大きく高まるものとはいえない一方で、このような方法を導入した場合には、送達を受けるべき者のプライバシーが侵害されるおそれがあるとの理由から、このような公示送達の方法の導入に反対する意見もあった。

書面を掲示する従来の方法を存置するかどうかについては、インターネットを利用することができない者に配慮する観点から、これを存置すべきであるとの意見があった。一方で、裁判所において公示された内容を確認することができる措置が講じられている場合には、書面を掲示する従来の方法を存置する必要はないとの意見もあった。

また、インターネットを用いた公示送達の方法を導入するに当たっては、送達を受けるべき者のプライバシーに十分配慮する必要があるとの意見が多かった。

2 公示送達の方法

部会のこれまでの議論や意見募集の結果を踏まえると、インターネットを用いた公示送達の方法を導入すること及びその基本的な内容については、基本的には中間試案における提案内容を基礎として検討を進めていくことが相当であると思われる。そのため、本文(1)及び(2)においては、中間試案における提案内容から実質的な変更を加えていない。

一方で、書面を掲示する従来の方法を存置することの要否については、更に検討が必要と思われる。現行法上の公示送達は、法定の内容を受訴裁判所の掲示場に掲示する方法により実施されているため（法第111条）、誰もが裁判所の掲示場に赴き、その内容を確認することが可能である。これに対し、現時点におけるインターネットの

利用率に鑑みれば、インターネットを用いた公示送達の方法を導入した場合に、誰もが公示の内容を確認することができる状態にあるとまではいえないように思われる。そうすると、送達を受ける者がいかなる者であっても常に送達を受ける機会を与えたものというためには、インターネットを利用することができない者が公示の内容を確認することを可能とする措置を別途講ずる必要があるものとも考えられる。

この点について、書面を掲示する従来の方法を存置することとすれば、インターネットを利用することができない者は、従来どおり裁判所の掲示場に赴いて公示の内容を確認することが可能である。もっとも、公示送達についてインターネットを用いた方法を導入する場合に、常に書面の掲示も併せて行わなければならないものとする、IT化による事務の効率化を実現することができず、相当でないものと思われる。また、書面の掲示をしなくとも、裁判所に公示の内容を確認することができる機器を配置し、裁判所に赴いた者がこれを利用することができるものとした場合には、インターネットを利用することができない者であっても、裁判所に赴くことにより公示の内容を確認することは可能であると思われる。

そこで、インターネットを用いた方法により公示送達をする場合には、上記の二つの措置のいずれかを講ずるべきこととしてはどうか。

3 公示すべき内容

前記のとおり、これまでの部会や意見募集においては、公示送達についてインターネットを用いた方法を導入する場合に、送達を受けるべき者のプライバシー保護の観点から、公示の内容等について検討する必要があるとの意見が出されている。

公示の内容については、現行法上、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと以外に定めはないが（呼出状の送達が行われる場合を除く。）、実務上、このほかに事件番号、事件名、原告及び被告の氏名、公示送達の年月日、公示送達を行った裁判所書記官の所属及び氏名、送達されたものとみなされる日、送達すべき書類の一覧（目録）が掲示されている。このうち、送達を受けるべき者のプライバシーに最も深く関係する情報は被告の氏名であると思われるが、そもそも公示送達を送達を受けるべき者に送達の存在を知らせるための制度であることからすると、その記載を省略することは困難であると思われる。他方で、事件名や送達すべき書類の一覧（目録）については、原告において自由に設定することができるものであるため、送達を受けるべき者のプライバシーに関する情報が含まれる可能性がある一方で、送達を受けるべき者の特定・識別の観点から必要な情報であるとは考えられないため、これらについて公示の内容から除外することはあり得るものと思われる（もっとも、現在、これらの事項の公示が法律上要求されているものではなく、実務上行われているものにすぎないことに鑑みると、公示送達についてインターネットを用

いた方法を導入した場合においても、これらを公示するかどうかは実務運用の問題として検討すべきものとも思われる。)

以上を踏まえ、公示送達についてインターネットを用いた方法を導入した場合における公示の内容について、どのように考えるか。

第4 送付

1 当事者の相手方に対する直接の送付

当事者の相手方に対する直接の送付は、次に掲げる方法によることができるものとする。ただし、通知アドレスの届出をした相手方に対する直接の送付は、次に掲げる方法のうち(1)によるものとする。

(1) 通知アドレスの届出をした相手方が電気通信回線を通じて裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された送付すべき電子書類の内容の閲覧等を行うことができる状態に置き、当該相手方の通知アドレスにその旨を自動的に通知し、当該相手方に電子情報処理組織を用いて送付すべき電子書類の内容の閲覧等をさせてする方法(通知アドレスの届出をした相手方に対するものに限る。)

(2) 送付すべき書類の写し又は送付すべき電子書類に記録された情報の内容を出力した書面の交付

2 裁判所の当事者等に対する送付

裁判所の当事者等に対する送付は、次に掲げる方法によることができるものとする。ただし、通知アドレスの届出をした当事者等に対する送付は、次に掲げる方法のうち(1)によるものとする。

(1) システム送達(通知アドレスの届出をした当事者等に対するものに限る。)

(2) 送付すべき書類の写し又は送付すべき電子書類に記録された情報の内容を出力した書面の交付

3 書面による送付を行う場合の取扱い

裁判所のシステムを通じて提出された電子書類を通知アドレスの届出をしていない者に対して送付する場合の取扱いについて、どのように考えるか。

○中間試案第4

1 当事者の相手方に対する直接の送付

当事者の相手方に対する直接の送付は、次に掲げる方法によることができるものとする。ただし、通知アドレスの届出をした相手方に対する直接の送付は、次

に掲げる方法のうち(1)によるものとする。

(1) 裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに送付すべき電子書類を記録し、通知アドレスの届出をした相手方が電子情報処理組織を用いてその電子書類の閲覧又は複製をすることができる状態に置き、当該相手方の通知アドレスにその旨を自動的に通知してする方法（通知アドレスの届出をした相手方に対するものに限る。）

(2) 送付すべき書類の写し又は送付すべき電子書類に記録された情報の内容を出力した書面の交付

2 裁判所の当事者等に対する送付

裁判所の当事者等に対する送付は、次に掲げる方法によることができるものとする。ただし、通知アドレスの届出をした当事者等に対する送付は、次に掲げる方法のうち(1)によるものとする。

(1) システム送達（通知アドレスの届出をした当事者等に対するものに限る。）

(2) 送付すべき書類の写し又は送付すべき電子書類に記録された情報の内容を出力した書面の交付

(注) 当事者が裁判所のシステムを通じて提出した送付すべき電子書類を通知アドレスの届出をしていない相手方に送付する場合の取扱いについては、提出当事者が直接の送付をするものとする考え方と、裁判所の送付によるものとする考え方があり、そのうち裁判所の送付によるものとする考え方を採る場合の取扱いについては、提出当事者が当該電子書類の出力を行って裁判所に提出した書面によってするものとする考え方と、裁判所が自ら書面への出力を行った上でこれを送付するものとする考え方とがある。また、提出当事者において、裁判所の送付に用いる書面につき、①当事者自ら出力した書面を用いるか、②一定の手数料を納付することにより裁判所が出力した書面を用いるかを選択することができるものとする考え方がある。

(説明)

1 裁判所のシステムを利用した送付

裁判所による当事者等に対する送付は、裁判所のシステムを利用する場合には、システム送達そのものとなる（中間試案第4の本文3（注）参照）。

2 書面による送付を行う場合の取扱い

中間試案では、通知アドレスの届出をしていない者に対してインターネットを用いて提出された送付すべき電子書類を送付する場合の取扱いについて、これまでの部会の議論を踏まえ、書面への出力を行う主体や当該出力に係る費用負担の在り方等につ

いて、あり得る考え方を提示していた（中間試案第4の1・2の注）。

意見募集では、この場合における送付について、①提出当事者が直接の送付をすべきであるとする意見、②提出当事者が出力し裁判所に提出した書面により、裁判所が送付すべきとする意見、③裁判所が出力した書面により、裁判所が送付すべきであるとする意見がそれぞれ寄せられた。①の意見の中には、期日直前に書面が提出されることが少なくない現状を踏まえると、提出当事者が直接相手方に送付することとして、期日までの対応準備時間を少しでも長いものにするのが合理的であるとの指摘があり、①②の双方の意見の根拠として、裁判所に書面への出力を求めた場合には裁判所の事務負担が増加し、裁判の迅速化が実現されないおそれがあるとの点が挙げられた。③の意見の中には、当事者が裁判所のシステムにアップロードした電子書類と相手方に送付する書面との同一性を担保する観点から、裁判所が当該電子書類を書面に出力し、これを相手方に送付することとすべきであるなどの意見があった。また、③の意見を前提とした場合における費用負担については、送達におけるのと同様の理由により手数料を徴収することに賛成する意見がある一方で、手数料を徴収することとした場合には、かえって事務の取扱いが煩雑になるおそれがあるとして、これに反対する意見もあった。

以上を踏まえ、通知アドレスの届出をしていない者に対してインターネットを用いて提出された送付すべき電子書類を送付する場合の取扱いについて、どのように考えるか。

4 裁判所のシステムを利用した送付の効果

中間試案を維持し、相手方が在廷していない口頭弁論において、準備書面（相手方がその準備書面の閲覧又は複製をしたもの）に記載した事実を主張することができるものとするので、どうか。

○中間試案第4

3 相手方が在廷していない口頭弁論において主張することができる事実

相手方が在廷していない口頭弁論において、準備書面（相手方がその準備書面の閲覧又は複製をしたもの）に記載した事実を主張することができるものとする。

（注）略

5 送付すべき電子書類の閲覧及び複製をしない場合

相手方が在廷していない口頭弁論において、準備書面（本文1(1)の通知が発出された日から一定の期間を経過したもの）に記載した事実を主張することが

できるものとするについては、第3の2の送達すべき電子書類の閲覧等をしていない場合に関する特則に準ずるものとするので、どうか。

○中間試案第4

3 相手方が在廷していない口頭弁論において主張することができる事実

本文 略

(注) 本文の規律に加えて、相手方が在廷していない口頭弁論において、準備書面(本文1(1)の通知が発出された日から一定の期間を経過したもの)に記載した事実を主張することができるものとする考え方がある。

(説明)

部会のこれまでの議論及び意見募集では、システム送達におけるみなし閲覧に準ずる意見が出されたほか、相手方が在廷していない口頭弁論において自動通知の発出から一定期間の経過後に準備書面に記載した事実を主張することができるとしても、システム送達について議論されているような重大な問題は生じにくいという意見もあった。

以上を踏まえ、第3の2のシステム送達におけるみなし閲覧と同様の結論をとることで、どうか。

第5 ITを利用した訴訟手続と外国に所在する者との関係

民事裁判手続のIT化に伴い、外国に所在する者の関与する訴訟手続においてITを活用することについて、どのように考えるか。

(説明)

1 問題の所在

現行法においては、外国においてすべき送達及び証拠調べは、相手国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に囑託してしなければならないものとされている(法第108条、法第184条第1項)。外国に所在する者に対する送達(以下「国際送達」という。)については、現在、関係する条約等に基づき、外国当局を経由するなどして実施されているが、送達まで長期間を要することがあるとの課題が指摘されている。また、外国に所在する証人等に対する尋問(以下「国際証拠調べ」という。)は、現在、関係する条約等に基づき証拠調べの囑託が行われ、外国当局等によって行われているが、実務上は、証人等が我が国の裁判所に出頭して証拠調べが行われる例が多いといわれている。民事裁判手続のIT化に伴い、国際送達や国際証拠調べについてもシステム送達やウェブ会議等によることができるものとなれば、簡易・迅速に国際送達及び国際証拠調べを実施することができ、手続の迅速化や低廉化につ

ながるものと思われる。

一方で、国際送達や国際証拠調べは、これまで、外国における公権力の行使に当たるものであるとして、これらを行う場合には相手国との間の合意が必要であると解されてきた。当該合意の形式としては、多国間条約や二国間条約、個別の応諾等様々なものがあり得るが、いずれにしても、相手国の同意なくこれらの手続を行った場合には、相手国の主権との関係で国際法上問題を生じ得ると解されてきたところである。そこで、外国に所在する者の関与する訴訟手続においてITを活用することができるかを検討するに当たっては、外国の主権との関係で慎重な検討を要するものと考えられる。

2 意見募集の結果

意見募集においては、当事者が外国に所在する場合のシステム送達の在り方について検討するに当たっては、国際条約との関係についての整理が必要であるとの指摘があった。この点については、送達は国家主権の行使であるから、主権の及ばない国外においては条約等で認められた範囲でしか行い得ず、このことはインターネットを用いてする場合であっても同様であるとの意見もあった。また、条約に基づく送達を回避する手段として悪用されかねない点や、国際訴訟において通知アドレスへの送達を認めるべきであるとの議論が外国政府との間で生じかねない点、仮にそのような議論が外国政府との間で生じた場合には、内外格差を設ける必要性に乏しいということになりかねない点に懸念があり、このような懸念が顕在化しないよう法律上明確に線引きすべきであるとの意見もあった。

3 検討すべき事項

国家が様々な事象に関連して人や物に対して統治権を及ぼす権限を国際法上「国家管轄権」といい、講学上、国内法の定立、解釈適用と執行といった国家の作用に対応して、複数の概念に分類の上、整理がされている。国際送達や国際証拠調べについては、その一つである執行管轄権との関係が主たる問題となる。執行管轄権とは、国家がその領域内において国内法を執行する権能を指し、ある国家が外国の領域内において当該権能を行使することは、その国の同意等がない限り許されないものと考えられている。インターネットを用いた方法により国際送達や国際証拠調べを実施することができるかどうかを検討するに当たっては、このような行為が外国における執行管轄権の行使に当たるかどうか問題となる。これらの方法による行為が外国における執行管轄権の行使に当たり得ないと解される場合には、相手国の同意がなくともこのような方法をとることは国際法上許容されることとなり、外国における執行管轄権の行使に当たり得ると解される場合には、相手国の同意があるとき等でない限り、このような手続を行うことはできないということとなる。

この点については、法務省主催の「IT化に伴う国際送達及び国際証拠調べ検討会」において議論がされたが、インターネット上の行為のような外国の領域内における物理的な行為を伴わない行為は外国における執行管轄権の行使には当たらないとする考え方とインターネット上の行為であっても、相手方が外国に所在する場合にはその所在国における執行管轄権の行使に当たり得るとする考え方の双方が出されたところである。この点についての国際法上の定説はないようであり、この問題が外国の関係する問題であることも考慮すると、少なくとも現在の国際法に関する議論の状況を前提とする限り、国際送達や国際証拠調べについてインターネットを用いた方法を導入することについては、慎重な検討が必要であるようにも思われる。一方で、今後国際法上の議論が進み、インターネットを用いた国家の行為と外国における執行管轄権の行使との関係が整理され、国際的に一定の共通認識が形成される可能性もあるし、域外的な民事裁判手続についてITを用いるための多国間条約等を締結する機運が高まる可能性もある。そうすると、現段階において今後の状況の変化に応じて将来的に外国に所在する者に対してITを用いた方法を採用する余地を一切否定することもまた相当でないようにも思われる。

なお、試案では、ウェブ会議等を利用した検証を導入することが提案されており、外国に所在する検証物等との関係で上記と同様の問題がある。また、試案では、口頭弁論の期日についてウェブ会議等による出頭を認めることが提案されているため、当事者が外国からウェブ会議等を通じて口頭弁論の期日や弁論準備手続の期日等における手続に関与することの可否についても問題となるが、この点についても、上記の国際送達及び国際証拠調べに関する議論と同様の論点が存在するものと思われる。

以上を踏まえ、ITを利用した訴訟手続と外国に所在する者との関係について、どのように考えるか。